

【注意事項】

- ◆ 名称には誤読を避けるため、必ず **フリガナ** を記入してください。
 - ◆ 代表者の変更のみであれば、届出の必要はありません。
 - ◆ 合併などにより特別徴収義務者指定番号が変更になる給与所得者がいる場合は、本書に加えて給与所得者異動届出書の提出も必要となります。
 - ◆ 特別徴収義務者用、納税義務者用それぞれの受取方法を選択してください（電子データを選択された場合は、通知先 e-mail の記入をお願いいたします）。
 - ◆ 「電子データ」を選択した場合は、特別徴収税額通知データのみ送信し、「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付します。
 - ◆ 納税義務者用の税額通知書を電子データでの受取希望とされた場合は、受給者番号が必須となりますので、受給者番号欄に記載のない給与支払報告書を提出された場合は市民税課にて任意の番号を設定します。
 - ◆ 税額通知を電子データで受け取るには eLTAX の利用者登録が必要となります。詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。
- ※ 令和 6 年度より、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）の送信が廃止となり、「電子データ」と「書面」両方の受け取りはできなくなりました。